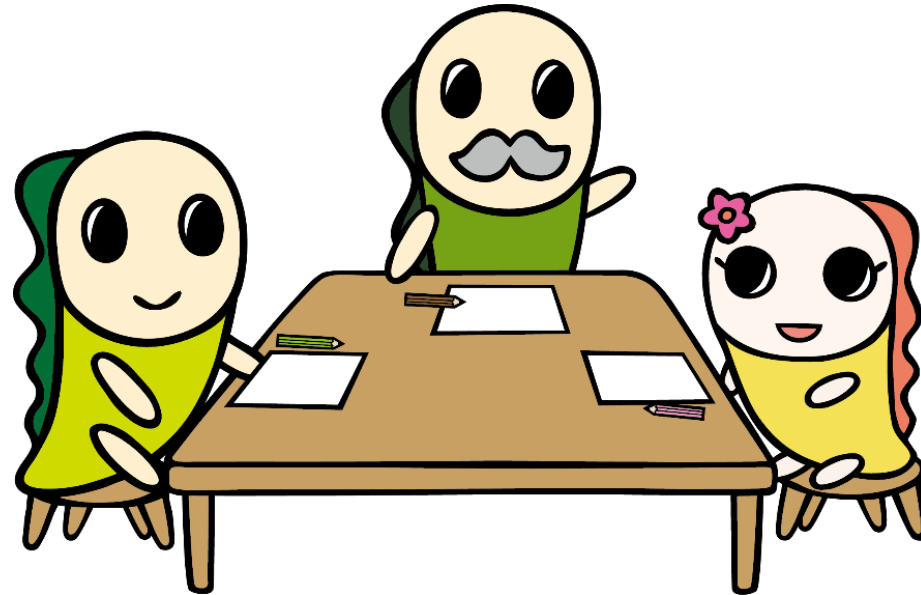


移動支援事業に関する意見交換会



令和7年7月28日（月）午後6時30分から 杉並区役所
令和7年7月29日（火）午前10時から 高井戸地域区民センター
令和7年7月30日（水）午前10時から セシオン杉並

杉並区保健福祉部 障害者施策課・障害者施設支援課

資料の確認

- ① 「移動支援事業に関する意見交換会」（この資料）
- ② 「移動支援事業に関する意見交換会 資料集」
 - ・資料 1 移動支援事業のご案内
 - ・資料 2 令和 2 年度開催「障害者の移動に関する事業の見直し」にかかるワークショップで出された主な意見（色掛けは見直し後の運用方法等）
 - ・資料 3 手帳所持者数一覧（令和 7 年度）
 - ・資料 4 移動支援事業の実績（令和元年度から令和 6 年度まで）
 - ・資料 5 知的障害者ガイドヘルパー講座の実施状況（令和 2 年度から令和 6 年度まで）
 - ・資料 6 主な要望一覧（令和 4 年度から令和 6 年度まで）
 - ・資料 7 - 1 移動支援事業見直しに係る他自治体の移動支援事業調査（概要）
 - ・資料 7 - 2 移動支援事業見直しに係る事業所アンケート（概要）
 - ・資料 7 - 3 移動支援事業の見直しに係る児童向けアンケート（概要）

1 ワークショップの目的・本日の流れ

1-1 本日の目的

本日は、利用者、事業者、関係者の皆様と一緒に移動支援事業に関する課題を考え、様々な立場からの意見やアイデアをいただくことで、移動支援事業を見直し、障害のある方の社会参加をより一層推進するために、意見交換会を開催いたします。

※ 3日間を通して意見交換会でいただいたご意見は、今後の見直しに活かしていきます。

1 ワークショップの目的・本日の流れ

1-2 本日の進行

・ワークショップの目的・本日の流れ（5分）

・移動支援事業について（15分）

移動支援事業の概要や実施状況、寄せられた主な意見・要望の説明を行います。

・グループごとの意見交換（60分）

様々な立場の参加者で構成されたグループで、移動支援事業に関する意見・要望を確認し、アイデアを出し合います。

・休憩（10分）

・意見発表（25分）

各グループで考えた意見をもとに、さらに様々なアイデアを出し合います。

・今後の見直しに向けた取組について・最後に（5分）

2 移動支援事業について

2-1 移動支援事業の概要（資料1）

移動支援事業とは、屋外での移動が著しく困難な障害のある方に対して、余暇活動や通学などの際に支援をするガイドヘルパーを派遣し、**地域社会での自立生活及び社会参加を促進する**ための事業です。

次のような外出時における付き添い、見守り、介助などの支援を行います。

- 社会生活上必要不可欠な外出
- 余暇活動等の社会参加のための外出
- 通学送迎
- その他特に必要と認める支援（通所送迎等）

2 移動支援事業について

2-2 利用状況と予算・決算額（資料4）

項目	近年の動向
利用者数	令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅に減少したものの、令和3年度に対象者や外出内容の見直しを行ったこともあり、令和4年度以降は増加傾向にあります。 令和6年度には令和元年度の水準まで回復しています。
利用率	令和2年度に減少して以降、ほぼ横ばいとなっています。 全体の約25%の受給者は、年間を通して一度も利用していない・できていない状況です。
延べ利用回数 延べ利用時間数	令和3年度の見直し以降、増加傾向にあるものの前年比の増加率については毎年下がっています。
決算額	利用回数・利用時間数が増加に伴い、決算額も増加傾向にあります。

2 移動支援事業について

2-3 令和3年度の見直しポイント（資料2）

見直し項目	見直し前	見直し後																					
支援の発着点	○ 原則として自宅が始点・終点	○ 自宅以外でも利用可能 ○ 始点≠終点でも利用可能																					
余暇活動等の 年単位での支給	○ 月単位でのみ支給	○ 希望があれば年単位で支給																					
通学送迎の 支給時間数	○ 原則として1回30分まで	○ 個々に必要な時間数まで																					
肢体不自由者の 要件緩和	○ 両上下肢2級以上で総合等級が1級の方 ○ 体幹機能障害1級の方	① 両上肢に障害があり、両下肢機能障害2級以上の方で、総合等級が1級の方 ② 体幹機能障害1級の方 ③ 移動機能障害1級の方 ④ ①～③に準ずると区長が認める方																					
支給区分 委託料	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最初の30分まで</th> <th>最初の1時間まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽度</td> <td>2,000円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>3,100円</td> <td>4,100円</td> </tr> </tbody> </table>		最初の30分まで	最初の1時間まで	軽度	2,000円	2,700円	重度	3,100円	4,100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最初の30分まで</th> <th>最初の1時間まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽度</td> <td>2,500円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>重度Ⅰ</td> <td>3,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>重度Ⅱ</td> <td>3,300円</td> <td>4,700円</td> </tr> </tbody> </table>		最初の30分まで	最初の1時間まで	軽度	2,500円	3,200円	重度Ⅰ	3,200円	4,200円	重度Ⅱ	3,300円	4,700円
	最初の30分まで	最初の1時間まで																					
軽度	2,000円	2,700円																					
重度	3,100円	4,100円																					
	最初の30分まで	最初の1時間まで																					
軽度	2,500円	3,200円																					
重度Ⅰ	3,200円	4,200円																					
重度Ⅱ	3,300円	4,700円																					

2 移動支援事業について

2-4 事業者の声（資料7-2）

項目	具体的な内容
ヘルパーの不足 ヘルパーの技術不足	<ul style="list-style-type: none">○ 通学通所の時間帯や土日祝に依頼が集中してしまう。○ ヘルパーの定着率が低い。○ ヘルパーの力量と移動支援に求められるスキルの差が大きい。
報酬単価の見直し	<ul style="list-style-type: none">○ 時間報酬に対する給付が低いため、事業として成立しない。○ 時間帯加算や処遇改善加算を設けてほしい。
支援前後の交通費	<ul style="list-style-type: none">○ 発着点異なる場合の戻りの時間・経費などを請求したい。
通学・通所における 1回あたりの上限時間数	<ul style="list-style-type: none">○ 1回30分までの制限を守れない日がある場合に、超過した分の人件費が事業者の負担となってしまう。
更新時の支給区分変更	<ul style="list-style-type: none">○ 受給者証の更新申請時に、チェック漏れがあるだけで支給区分が変わってしまい、委託料が減ってしまうことがある。

2 移動支援事業について

2-5 利用者・関係者の声（資料6及び7-3）

項目	具体的な内容
報酬単価の見直し	<ul style="list-style-type: none">○若く優秀な人材確保のためには賃金体系の改善が必要。○他業種と同等の働き方を保障できるよう、サービス利用報酬単価を引き上げてほしい。
ヘルパーの不足 人材確保	<ul style="list-style-type: none">○通学時間帯や休日は特にヘルパーが不足している。○ヘルパー研修の充実と、仕事としての魅力を伝えてほしい。
事業所探し	<ul style="list-style-type: none">○事業所一覧が分かりにくい。○空きのある事業所があるのか分からない。
就労継続支援B型作業 所への通所送迎	<ul style="list-style-type: none">○通所での移動支援を利用できるようにし、通所支援を進めてほしい。
通学・通所における 1回あたりの上限時間数	<ul style="list-style-type: none">○通学送迎において、1回あたりの支援時間に上限があるため柔軟な対応をしてもらえない。

2 移動支援事業について

2-6 令和7年度の見直しについて（資料1）

令和8年度の見直しに先行して、令和7年7月から以下の項目について、見直しを行いました。

見直し項目	見直し前	見直し後
小学1～3年生の余暇活動等の外出支援	介護に欠ける状況のみ対象とし、支給認定会議の結果を経て利用が認められた場合に支給	15時間以内／月 または 180時間以内／年 を上限に支給
放課後等デイサービスへの送迎	通年かつ長期にわたる外出に該当するため対象外	放課後等デイサービス事業所の送迎が確保できない場合、通学送迎として必要時間数を支給

2 移動支援事業について

2-7 その他

説明しきれなかった以下の資料についても、この後の意見交換でご活用ください。

- 資料 3 手帳所持者数一覧（令和 7 年度）
- 資料 5 知的障害者ガイドヘルパー講座の実施状況
（令和 2 年度から令和 6 年度まで）
- 資料 7 - 1 移動支援事業見直しに係る
他自治体の移動支援事業調査（概要）

3 意見交換について

3-1 グループごとの意見交換の概要

- ① 移動支援事業についての意見・テーマを各自で付箋に記入してください。（5分）
- ② 簡単に**自己紹介**（グループ討議をするにあたって伝えたい内容）をお願いします。
- ③ この後の「全体での意見交換」で、各グループでの代表的な意見の発表と他グループの発表に対するコメントをしていただきますので**発表者 2名**を決めてください。

- ※ それぞれの立場の違う方からの発言となります。**一人一人の発言を大切**にし、他の方に、**自分の意見を押し付け**ないようお願いいたします。
- ※ 一人で話し続けることのないように（できたら発言は**長くて60秒**をこころがけてください）、全員が参加できるような意見交換をお願いいたします。
- ※ 各グループに**区職員 2名**が進行役・記録係として入ります。

3 意見交換について

3-2 グループでの意見交換の進め方

1. 移動支援事業についての**意見・要望の整理**
資料集の中で同意見と思うもの、その他視点での意見や要望を各自発表
2. 「1」で出てきた**意見・要望に対する提案**
意見・要望に対して「こうすれば良くなる」と思うアイデアを出し合う
3. 話し合った中から**発表する意見・要望とアイデアの決定**

3 意見交換について

3-3 意見発表

1. 発表

各グループで出た意見・要望とアイデアを発表してください。
(3分以内)

2. 発表へのコメント

次の発表グループのコメント発表者から、今の発表に対するコメントをお願いします。(前向きな評価で2分以内)

※ 最終グループの発表に対するコメントは、1グループ目のコメント発表者からコメントをお願いします。

4 今後の見直しに向けた取組について

移動支援事業に関する見直しの方向性について、これまでにいただいたご意見や本日のワークショップで出たご意見を踏まえて、障害のある方の社会参加をより一層推進できるよう検討していきます。

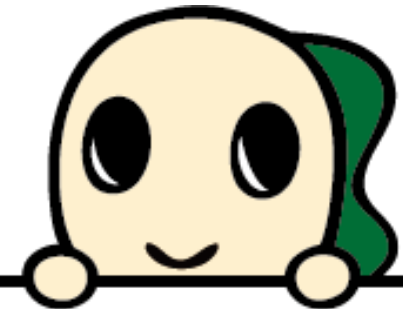
※ 具体的な見直し内容は、来年度の予算が決まった段階でのお知らせとなります。

5 最後に

- ◆ お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。
- ◆ 本日、伝えきれなかったご意見などがある方は、以下のフォームから入力をお願いいたします。(令和7年8月12日(火)まで)



[URL : https://logoform.jp/f/KdbHh](https://logoform.jp/f/KdbHh)



杉並区保健福祉部障害者施策課管理係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL:03-3312-2111
FAX:03-3312-8808